

會學濟經學大國帝都京

經濟叢論

號一第 卷(十四第)

月一年四十四和昭

經濟叢論 每月一日發行
第四十八卷第一號 昭和十四年一月一日發行
大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

作田博士還曆記念論文集

(禁轉載)

目次

作田莊一博士肖像……………	卷頭
作田莊一博士稿「日本經濟學の正體」……………	一
日本的學問の文化史的意義及び基本的諸典型……………	文學博士 米田庄太郎……………三
東亞民族の形成……………	文學博士 高田保馬……………五
日本經濟史研究の發展……………	經濟學博士 本庄榮治郎……………五
理論學としての日本經濟學……………	經濟學博士 谷口吉彥……………六
産業組合の耕地管理……………	經濟學博士 八木芳之助……………七
印度に於ける國民的産業能率の遲滯性に就て……………	經濟學士 大塚一朗……………一〇
「日本的」なるものゝ意義及び探求に就て……………	經濟學士 中川與之助……………一六

資本主義と支那事變……………	經濟學士 柴田敬……………	一四二
明治時代農村手工業の消長……………	經濟學士 堀江保藏……………	一六二
我國に於ける預金通貨統計の發達……………	經濟學士 中谷實……………	一七六
保險思想の發展……………	經濟學士 佐波宣平……………	一九三
歴史學派に於ける國民經濟の概念……………	經濟學士 白杉庄一郎……………	二二一
日本共同體經濟學の建設者佐藤信淵……………	經濟學博士 石川興二……………	二三七
國事資金法の提案……………	經濟學博士 小島昌太郎……………	二四九
農山漁村財政の五箇年記録……………	經濟學博士 汐見三郎……………	二六九
支那の社會成層……………	法學博士 財部靜治……………	二八六

産業組合の耕地管理

八木芳之助

現在の我國に於ける産業組合組織による耕地管理、即ちその土地利用事業には、大體に於て區別さるべき三つの型が認められる。即ち第一は『小作地の管理型』にして、産業組合は組合員たる地主より其の所有する耕地を管理する委託をうけ、組合は更にその管理する耕地を組合員たる小作者に耕作利用せしめるものである。この種の小作地の管理は、産業組合組織による土地利用事業として行はれてゐる外に、部落單位の申合組合組織たる「耕地管理組合」によつても行はれてゐる¹⁾。第二は『部落共有地の管理型』にして、從來、部落の共有又は總有であつた農地の所有竝にその管理を組合に移し、更に組合より組合員たる部落民に之を耕作利用せしめるものである。第三は『農地の一時的所有型』にして、組合員たる地主又は自作農の窮乏、若くばそれに基く負債整理に際し、その所有地を一時産業組合に購入して、村外への流出を防止し、これを元の小作者又は自作者に耕作利用せしめ、その經濟更生を圖つて徐々に彼等を自作農たらしめんとするものである²⁾。こゝでは土地利用組合の第一の型たる『小作地の管理型』をとりあげ、然かも産業組合組織によるものに限つて、之を研究の對象とする。

この土地利用組合の第一型たる『小作地の管理型』にありては、近代土地所有權の分解作用に即して、所有權の

1) この點については拙稿、耕地管理組合に就いて一兵庫縣下の耕地管理組合を中心として(經濟論叢、第四十四卷第五號)參照
2) この第三の型の土地利用組合については、拙稿、土地利用組合の一つの型(經濟論叢、第四十七卷第四號)參照

權能の一たる管理權能を土地所有者の手より組合に移し、組合はこの管理權能に基いて耕地の利用者竝に利用方法、利用者より納付すべき小作料等を決定するものである。従つてこの種の土地利用組合を設立すれば、耕地を所有する組合員は組合區域内にある其の所有地は之を總て組合に提供して其の管理を委託することとなり、更に組合は其の管理する耕地を組合員に小作せしめることとなる。されば此の種の土地利用組合に於ては、從來の地主對小作人の直接的なる土地賃貸關係の間に、組合が耕地の管理者として介入する。而してこの場合、組合は超階級的なる第三者の立場にたつて、地主・小作兩者に對して、或る點に於ては其の利益を圖り、或る點に於ては其の放恣を警めて、兩者間の利害の調和を圖るものであるから、小作條件の合理化、就中、小作料の公正化、小作料減免査定の簡易化、耕作者の地位の安定、小作料支拂方法の統一化等を圖ることによつて、耕地に關する地主・小作者相互の利便と安定とを期し、以て兩者間の親善融和を圖り、併せて組合員の生活の安定と福利の増進とに努めるものである。

茲では、この第一型に屬する主なる土地利用組合十七を選び、これを検討することとする。先づ此等の組合名、所在地、組合設立年月、土地利用事業開始年月、組合の管理地面積、土地利用事業開始の動機等を簡單に第一表として示すこととする。

左に掲げる第一型に屬する十七の土地利用組合に於て耕地管理事業が實施せられるに至つたのは、大正三年の余土村産業組合を以て嚆矢とするが、爾餘の組合に於ては小作爭議が全國的に擴大するに至つた大正末年以後に於て實施せられたのである。従つて此の種の耕地管理事業は、小作爭議を未然に防止すること、若くは既に激化

産業組合の耕地管理

第一表 第一型の土地利用組合

組合名	所在地	設立年月	土地利用 事業開始 年月	組合の管理地 (昭和十二年 一月現在)	土地利用事業開始の動機
保証 人舞信購販利組合	北海道 上川郡 清水町	大一四・三	昭二・三	田 三三・九一九 畑 三〇・五三三 原野 三〇・三三三 宅地 二三八八坪	本組合の管理地は元、十勝開墾會社の所在地でありしが、大正十四年明治製糖株式會社の所有となる。大正十六年土地組合を起し、小作人百二十人を入地せしむ。昭和六年土地組合を起し、小作人より打撃を受ける。その対策として組合員の更生を図るため、本社より土地を借入れ、土地管理を開始す。
保証 五戸信販購利組合	青森縣 三戸郡 五戸町	昭二〇・九	昭二二・四	畑 三三・六三三	本町に於ける耕地の大部分は大地主數人の所有に歸し、小作料高率、農家の九割に小作料を納めねばならぬ。小作料が高騰する。畑作では、従つて採算農業となる傾向にある。この弊害を防止せんとし、土地管理事業を始む。
保証 中津信販購利組合	神奈川縣 愛甲郡 中津村	大六・七	昭七・三	畑 六六・二〇〇 田 四三・〇八〇 山林 〇・五二〇 宅地 六七二坪	昭和四五年の暴風により小作料の増徴者増加し、地主に於ても所有地を区分するものが増したから、地主小作間の緩和と耕作權の安定を図るため、土地利用事業を開始す。管理地のうち六六・二五一町歩に本村の耕地整理組合より之が管理を委託さる。
保証 熊坂信購販利組合	靜岡縣 田方郡 修禰寺町 大字 熊坂	大二・三	昭三・三	畑 三三・一一〇 田 五・五五八 宅地 二五二坪	熊坂部落の小作田の七割までが不在地主の所有に歸し、管理人を置いて之を支配せるため地主、小作の關係が圓滑ならず、大正十二年及十三年の水害を要機として小作爭議激化する。地主組合は一時直營の農業經營を行ひたるも、その成績よろしからず、結局土地 利用組合によつて、地主、小作の協力を圖つた。
保証 日高信購販利組合	兵庫縣 城崎郡 日高町	大九・三	大一四・一	田 一〇七・六九〇	歐洲大戰後の經濟界に思想界の變動に伴ひ本町にも小作爭議を起する傾向濃厚となりたるを以て、之を未然に防ぐため土地利用事業を開始す。余上村農業組合を參考とし、大正十二年より部落毎に土地利用組合を起せるも、十四年一月に産業組合に統一す。
保証 國府信購販利組合	兵庫縣 城崎郡 國府村	昭一〇・一	昭一〇・一	田 二五七・二四七	従來の概見小作は小作料收納上繁雜にして種々の弊害を伴ふを以て、農業収益分配の公平を期し、地主、小作間の協力を圖るため、昭和三年十月に南部耕地管理組合、北部耕地管理組合の二組合を設立したが、昭和十年一月に産業組合に移管す。
保証 山崎信購販利組合	兵庫縣 宍粟郡 山崎町	大八・三	大五・〇	田 三三・〇八〇	宍粟郡内の小作爭議激化せるため、之を未然に防止し、地主、小作の相互安定を図るため、土地利用事業を開始す。
保証 尾崎村信購販利組合	兵庫縣 津名郡 尾崎村	明四二・六	昭四・二	畑 三三・四〇三 田 〇・五七三 宅地 三五八坪	小作爭議防止のため、最初に部落單位の甲組合として耕地管理を行ひたるが、昭和四年に産業組合に移管す。
保証 三方土地利用組合	兵庫縣 宍粟郡 三方村	大一四・三	大一四・三	田 四九・七八七	小作爭議の防止と地主小作者間の圓滑なる協力を圖るため本事業を開始す。

保証 責任	保証 責任	保証 責任	保証 責任	保証 責任	保証 責任	保証 責任	保証 責任
深江信購販利組合	波多江信購販利組合	今出信購販利組合	余土村信購販利組合	野外信購販利組合	西郷信購販利組合	小鴨信購販利組合	柏原土地利用組合
福岡縣糸島郡 深江村	福岡縣糸島郡 前原町	愛媛縣温泉郡 垣生村	愛媛縣温泉郡 余土村	鳥根縣能義郡 宇賀莊村	鳥取縣東伯郡 西郷村	鳥取縣東伯郡 小鴨村	兵庫縣水上郡 柏原町
大九三	大二・六	大一・二	明四・二	明四・〇	明四・三	明四・三	大二・三
大三七	昭一〇・四	昭三・三	大三・二	昭二・三	昭二・三	昭五・二	大二・三
田	田	畑田	畑田 宅地	畑田 宅地	畑田 宅地	畑田 宅地	畑田 原野
九四・七八七	八・六九六	五〇・六三三 五・四〇五	一三・〇〇六 一・三三九 九・六七坪	六・八〇〇 五・三四〇 四・二二坪	二・六七〇 三・七四坪	一九・四一六	一四・八九〇 四・三〇〇 一・一八〇
大正八九年頃より小作争議を極め、他に村内にも侵入せんとする事案に至れるを以て、之を防止するため、余土村に館を取つて、土地管理を行ふ。	小作争議の激化を防止し、地主小作間の諍和、小作の明瞭化を図るため本事業を開始す。本組合は第三型の土地利用事業も行ふ。	本村には他町村に見るが如き小作争議を起したることなかりしが、何時波及する計り難いため、地主小作間の諍和を公平に図り争議發生の餘地なからしむる目的を以て本事業を開始す。	各地方に於ける小作争議の状況に鑑み、小作制度の改正と地主小作相互の自益とにより、余小作地の管理を産業組合に移し、組合が中間に立ちて公平の措置をなし、以て争議發生の餘地なからしめるため本事業を開始す。	小作問題の原因たる耕作の不安と小作料の不公平とを是正して、耕作地の安定、小作料の上騰を防ぎ、組合員間の諍和と組合事業の向上とを圖るため、本事業を開始す。	小作争議防止のため本事業を開始す。	歐洲戦後農民運動が盛となり小作争議が激化したから、之を防止して農村平和を恢復するため、昭和二年乃至三年に部落単位の中河原、昭守、小鴨、北野の四つの有限責任土地利用組合を設立したが、昭和五年度より小作産業組合に統一した。	従来より小作料減免償につき不統一なりしにより、紛議が多かつたので、之が統一を図り、小作争議を防止するため、本事業を開始す。

したる小作争議を圓滿に解決することを直接の目的として、實施せられたものと見ることが出来る。此等の組合が管理する耕地面積は、組合によつて差異を示すが、百町歩以上の耕地を管理する組合は、人舞、中津、日高、國府、柏原、余土の六組合であり、五十町乃至百町歩の耕地を管理する組合は、小鴨、野外、今出、深江の四組合であり、五十町歩以下の耕地を管理する組合は、五戸、熊坂、山崎、尾崎、三方、西郷、波多江の七組合である。

二

一、**土地管理委員会** この種の土地利用組合は第三者の超階級的立場から、地主小作間の問題を公平に処理するものであるから、そのために一般産業組合の役員たる理事及び監事の外に、**土地管理委員会**を組織するを通例とする。この委員会は組合員たる地主・小作農及び自作農から夫々同數づゝ（三名乃至十四名）互選せられた委員を以て組織する。この耕地管理事業については、自作農は直接關係を持たないが、それにも拘らず、自作農をも委員會に参加せしめる所以は、自作農委員は地主の利益にも、また小作の利益にも偏せず、第三者として比較的公正なる處置をとり得るからである。この委員の選出方法は關係者の互選によるものが多いが、組合によつては組合長が囑託するものもある。委員の任期は一般に二ケ年乃至三ケ年で、再選を妨げないこととしてゐる。土地利用組合には一個の土地管理委員会を設置するのが普通であるが、併し組合區域が比較的廣く、小作關係や水利關係等を多少異にする數部落を含む場合には、各部落に支部を置き、各支部毎に土地管理委員会を設置するものもある。この土地管理委員会の主なる任務は、(1)利用料の査定、(2)利用料の收納に關する事項、(3)凶作の場合に於ける立毛審査並に減免率の協定、(4)利用上の注意及び指導、(5)區域内に於ける爭議の仲裁、(6)備凶積立米の處分等に關してである。

二、**土地利用料（小作料）の査定** 土地管理委員会の事業として最も難關なるものは土地利用料たる小作料の査定である。蓋しこの種の土地利用組合は小作料の分配過程を合理化せしめる組織であるから、先づ舊來の區々たる小作料を改定して、公正なる統一のとれた新小作料を査定することが必要となるからである。この小作料査定

の目標は、(1)先づ所謂生産費を基準とする公正なる小作料の算出方法によつて新基準となる平均小作料を確定して、舊來の小作料そのもの、水準の低下を圖り、(2)次に舊來の小作料は組合區域内に於ても甚だしく不均等で區々であるから、そこで各耕地の耕作上の便否十五點、地質十點、乾濕五點等々の採點標準によつて、全耕地を幾段かの等級に區分し、それらの等級の耕地に對しては其の小作料に一定の格差を付し、かくして決定せられた各等級耕地の小作料の總和をして、(1)の反當り平均新基準小作料に耕地總反別を乗じたる積に均しからしめ、かくして小作人は何れの耕地を小作するも利不利のないやう、組合區域内の小作料統一化を圖る。併し組合によつては(2)の各筆耕地の等級化の方法のみによつて、小作料そのもの、水準低下と同時に小作料の統一化を圖る組合もある。

先づ(1)及び(2)の兩方法によつて利用料の査定を行ふた組合の事例を左に示すであらう。

(1)日高組合では先づ稻作一反步當り地主及び小作の支出歩合(日高町農會大正十二年調査)を算出し、地主の支出額四十一圓十二錢(土地資本利子三十圓、公課九圓九十七錢、其他一圓十五錢の合計)その歩合四三%、小作の支出額五十五圓二十八錢(勞賃四十一圓三錢、諸材料費十二圓九十一錢、農具費一圓三十四錢の合計)その歩合五七%を見出す。また統計調査によれば平年の反當り收量は平均二石三斗を示すも、作人の努力により二斗を増收するは容易なるを以て二石五斗を標準とし、之に地主の支出歩合四三%を乗じて得たる一石七升五合を以て理論上の小作料(甲)とす。次に既往十ヶ年の平均實收小作料は契約小作料たる一石四斗三升の一分三分減となつてゐるから、實收舊小作料は一石二斗四升四合(乙)である。この(甲)及び(乙)小作料の平均たる一石一斗五升九合を新基準小作料とす。かく反當り新基準小作料が定まれば、全耕地につき、耕作の便否一五點、地質一〇點、乾濕五點の採點標準により、之を甲乙丙の三段に分ち、更に之を上中下に區分し、夫々の等級の耕地に對し、そ

の小作料に一定の格差を付し、かくして決定される各等級耕地の小作料の總和をして、新基準小作料に耕地總反別を乗じたる積に均しからしめる方法によつて、小作料を統一化する。

(2) 國府組合では稻作一反歩當り地主及び小作の支出歩合を算出し、地主の支出額四十八圓九十五錢(土地資本利子、公租、土地改良費)その歩合四五%、小作の支出額五十八圓九十錢(種子、農具、材料、肥料、勞力及び畜力の諸費)その歩合五五%を得る。而して反當り收量二石四斗に地主の支出歩合四五%を乗じて理論上の小作料一石八升(a)を得。次に既往七ヶ年の實收小作料のうち最高、最低の二ヶ年を除きたる平均實收小作料(b)たる一石一斗九升(平均一割六分五厘減)を算出し、(a)(b)兩小作料の平均一石一斗三升五合を新基準小作料とす。更に各耕地を種々の耕作條件(地味、灌排水の良否、耕作上の便否、耕地の廣狹)に基き十六等級に等差を定め、日高組合と同様の方法で小作料の統一化を圖る。

(3) 小鴨組合に於ては稻作一反當り地主及び小作の支出歩合を算出し、地主の支出額四十二圓七十八錢(資本利子、諸公課、利用組合費、土地修繕費)その歩合四四%、小作の支出額五十四圓十二錢(苗代費、本田費、收穫調製費、固定資本銷却費、諸稅)その歩合五六%を得、反當り收量に地主の支出歩合を乗じて基準小作料を算出す。更に各耕地につき地質三五點、土地乾濕二〇點、交通便否二〇點、水利良否一五點、耕作難易一〇點の採點方法によつて十二等級を定め、小作料の統一化を圖る。

(4) 西郷組合に於ては日高組合の例に倣ひ、稻作一反歩當りの地主支出歩合四五%、小作者の支出歩合五五%を算出して、基準小作料を定め、次に各耕地の耕作條件、即ち地質四〇點、土地乾濕一五點、交通便否一五點、水利一〇點、耕作難易一〇點、災害有無五點、日照良否五點、計百點の採點方法により之を十二等級に分つて、小作料を統一化する。

(5) 野外組合では稻作一反歩當り地主及び小作の支出歩合を算出し、地主の支出額四十三圓九十錢(土地資本利子、公課、倉庫管理費その他)その歩合四七%、小作の支出額四十九圓五十錢(種子代、肥料代、農舍費、農具費、公課)その歩合五三%を得た。而して過去の反當り平均收量二石三斗を二石四斗に増收するは容易なるを以て、この二石四斗に地主の支出歩合五三%を乗じて得たる一石一斗二升八合を以て理論上の小作料(a)とす。次に既往五ヶ年の平均減免歩合は一割一分六厘にして、そ

の實收平均小作料は一石一斗八升(b)なるを以て、この(a)(b)兩小作料の平均たる一石一斗五升四合を以て改定基準小作料とす。更に各耕地につき耕作の便否一五點、地質一〇點、乾濕五點の採點標準により、三十一等級に分ち、小作料の統一化を圖る。

次に(2)の各筆耕地の等級化の方法によつて、小作料そのもの、水準低下と同時に小作料の統一化を圖る組合の事例を左に掲げよう。

(1)人舞組合では土地利用委員が諸種の耕作條件に基いて、水田及び畑地を夫々一等地より五等地までの等級に分ち、小作料を統一す。一等田の反當り小作料は玄米三斗六升、以下順次三斗三升、三斗、二斗七升、二斗四升とす。一等畑の反當り小作料は大豆六五斤とし、以下順次六〇斤、五〇斤、四〇斤、三〇斤とす。

(2)五戸組合では舊來の反當り小作料大豆二斗五升を二斗に引下ぐ。

(3)中津組合では水田の小作料は從前の確定小作料通りとするが、畑地に於ては舊來の小作料の五分とす。但し中津組合の管理水田の大部分は耕地整理地なるを以て、この工事完了の際、小作料査定委員を組織して、耕土の深淺、灌漑の便否、位置の良否等を參酌して、耕地を五等級に分ち、小作料を統一化した。即ち一等田一石四斗、以下順次一石三斗、一石二斗、一石一斗、一石とする。

(4)熊坂組合では明治三十一年四月の同部落の改正小作料を基準として小作料を定む。當時の改正では小作田を三十等級に分ち、一等田の反當り小作料は一石六斗、三十等田の夫を三斗八升とす。

(5)山崎組合では部落により從來の小作料より一割二分五厘を全部に亘り減額したるものと、耕地一筆毎に小作料を査定し七分五厘乃至一割六分の減額を行ひたるものとある。後者の場合には地質一三點、土地の乾濕一〇點、耕作の便否七點の採點方法により三十等級に分つ。

(6)尾崎組合では舊來の小作料により改訂せず。

(7) 三方組合では耕作の便否、灌排水の良否、耕土の深淺、日光の良否を標準として、實地につき一筆毎に査定して小作料の統一化を圖る。

(8) 柏原組合では各耕地につき地質三〇點、水利の良否二〇點、耕作の便否二〇點、土地乾濕一五點、日常りの良否一五點の採點方法により、耕地を六十等級に分ち、一等田の小作料を反當り一石七斗二升、六十等田を五斗四升とし、各等の差を二升と定む。

(9) 余土村組合では三大字たる保免、市坪及び余戸により、その小作料査定方法を多少異にするが、先づ余戸では各耕地につき、地質一二點、耕作便否一一點、乾濕八點の採點方法により、耕地を三十二等級に分ち、一等田の小作料を一石八斗三升とし、三十二等田を九斗とし、各等の差を三升とすることによつて、審査小作料を決定す。而して本村には外に整理定米（耕地整理完了のとき換地交付精算上公定したる定米）と現在定米（當時地主小作者間に契約實施のもの）とがあつたから、この三者を對照し、その内最高額のものを除き他の二者を平均したるものを以て確定々米とし、從來のものに比し甚しき差異を生じた際には委員總會で適當に處理す。大字市坪及び保免でも整理定米、現在定米、査定々米を各筆毎に調査し、保免と大同小異の方法で確定小作料を決定す。

(10) 今出組合では耕地一筆毎に地質、乾濕、耕作便否等より審査定米を決定し、之を現在定米と對照し、一升以下の差を生じたるときは現在定米に据置き、一斗以下の差を生じたる時は之を二分して増減し、一斗以上の差を生じたる時は調査員會議で適當に處理す。

(11) 波多江組合では各耕地につき、收量の多寡二五點、地租その他の公課二五點、從來の小作料二〇點、土地の肥瘠一五點、耕地の便否一五點の採點方法により、小作料を改訂す。

(12) 深江組合では各筆耕地につき地質、水利、交通、作柄を調査し、之に基いて小作料の統一を行ふ。

かゝる小作料の査定によつて決定せられた改訂小作料、その總額、改訂小作料と舊小作料との比較等を示せば左の如くである。

組合名	反當り小作料		小作料總額		舊小作料との比較	
	田(玄米)	畑(玄米)	田(玄米)	畑	田	畑
人舞組合	一等田 0.36 五等田 0.24 平均 0.30	一等畑大豆65斤 五等畑大豆30斤 平均大豆 45斤	石 688.55	大豆 104,942斤	舊小作料は一律に 反當3斗	従來の小作料による
五戸組合		大豆 2斗		大豆 85.38	舊小作料は反當大豆2斗5升 割の低下	従來の小作料による
中津組合	上田 1.35 中田 1.20 下田 0.95	上畑 17.00 中畑 10.20 下畑 8.40	772.50	3,635.00	従來の小作料による	従來の小作料より5分減
熊坂組合	一等田 1.60 十五等田 1.12 三十等田 0.38		269.10 (畑小作料) (を含む)		明治31年の改正で 計42俵を減額す地 主の負擔で小作料の 5分を備凶積立とな	
日高組合	上田 1.60 中田 1.20 下田 0.80		1,350.00		従來の小作料に比 し1割6分減	
國府組合	上田 1.35 中田 1.15 下田 0.88		2,957.30		1割6分5厘減	
山崎組合	上田 1.60 中田 1.26 下田 0.90		307.03		1割3分減	
尾崎組合	上田 1.90 中田 1.50 下田 1.00		663.70 麥 97.47		なし	
三方組合	上田 1.46 中田 1.20 下田 0.90		601.03		1割3分3厘減	
柏原組合	上田 1.70 中田 1.40 下田 1.20		1,120.00		1割2分8厘減	
小鴨組合	上田 1.32 中田 1.02 下田 0.72		922.89	石 32.74	8分減	
西郷組合	中田 1.20		238.70		改正小作料は實收 量の45%に當る	
野外組合	上田 1.70 中田 1.30 下田 0.80		768.48	35.18	1割4分の低下	
余土組合	上田 1.70 中田 1.43 下田 1.00		1,791.75 (畑小作料) (を含む)		管理地全體として 田53石5斗畑3斗の 低下となる	
今出組合	上田 1.70 中田 1.40 下田 0.80		856.42 (畑小作料) (を含む)		田加總計で8斗の増額とな る之は比較的新しき開墾新 田の多きによる	
波多江組合	中田 0.90		76.43		幾分低下す	
深江組合	上田 1.40 中田 1.00 下田 0.80		853.00		1割減	

第二表 第一型土地利用組合の利用料(小作料)

斯くこの種の土地利用組合に於ては、(1)小作料そのもの、水準低下と、(2)小作料の統一化とが圖られてゐる。而してこの小作料の改定に際しては、今出組合の如く開墾年代の比較的新しく新田を含むところでは、部分的に改定小作料は従來のものよりも幾分引上げられてゐるが、それ以外の組合では一般に小作料は低下せられ、その低下率は五分乃至二割の間にある。而して小作料の改定に際しては、(1)及び(2)の方法を併用して、小作料の低下とその統一化とを圖るべきであるが、(1)の基準として所謂生産費を基準とする公正小作料によるべきか、リカルドウの差額地代の概念より小作料を算出すべきかは、尙ほ研究を要する問題である。

三、利用料(小作料)の減免 組合の設立後に於ても、風水旱害、病蟲害その他不可抗力によつて作物が被害を受けた場合には、利用者たる小作人が收穫前(十日位)に組合に申出ると、土地管理委員が出張して立毛を檢見し、場合によつては坪刈を行ひ、減免規程に従つて相當額の減免をなすのが通例である。

(1)人舞組合では組合總會で選定された五人の土地利用委員が檢見の上減免額を決定する。

(2)中津組合では減免査定は中津村全般の方法による。即ち村農會で自作農よりなる委員を設け、地主小作間の諒解を求めて決定する。この減免の基準は、收穫高二割減の場合は一割引、三割減の場合は二割引、四割減の場合は四割引とす。

(3)熊坂組合では組合の協議員立會の上坪刈を行つて減免率を協定する。但し協定ならざるときは刈分とし、地主六分に對し小作四分を得る。

(4)日高組合では減免の査定は利用者得米(反當收量より利用料を控除せる殘額が)平均六斗を下る見込の場合に限り之を行ふ。この場合には先づ小作人に最小得米を先取せしめ、その殘額を利用料として納付せしめる。この最小得米を六斗と決定せるは肥料代三斗、農具費償却一斗、田劔賃二斗を標準として立案せるものである。但し收量調査は對角坪刈法による。

(5) 國府組合でも減免査定は日高組合の方法による。但し利用者得米は之を五斗とす。

(6) 尾崎組合では減免申出あるときは、土地査定委員の合議審査又は坪刈審査の方法によつて實收量を確定し、組合備付の減免表に照し機械的に減免額を決定す。但し反當收量六斗五升以下の際は小作料は全免とす。

(7) 三方組合では、減免審査方法は立毛に付き又は對角坪刈法により一筆毎に實地踏査の上これを行ひ、當該耕作地の反當收量が反當利用料に其の五割を加へたる額よりも減收したる場合には其の差額を決定し、之を組合より補償する。但し補償額は六斗五升を超過するを得ない。この補償をなすため組合經費の内より一定額の備凶積立をなす。

(8) 柏原組合では平年作より二割以上減收の場合に限り、委員會で減免査定を行ふ。

(9) 小鴨組合では減收一割五分以上と認めたるときは耕作者の申出により、坪刈その他の方法で收量を確定す。その結果、平年收量より一割五分以上の減收なることが確定すれば、その實收量は地主小作間に夫々の出資比率（地主四四〇、小作五六〇）に應じて分配す。但し免租の際は收穫物は全部耕作者の得分とす。

(10) 西郷組合では平年作より二割五分以上減收の際には、委員會で減免額を協定す。

(11) 野外組合では減收の際は利用者申出により委員立會の上で實收量を確定し、組合規程の減免表に照し減免額を決定する。即ち反當收量二石のときは小作者得米を九斗とし、以下同様に一・九石のときは八斗五升、一・八石のときは八斗、一・七石のときは七斗五升、一・六石のときは七斗とし、反當收量一・六石以下のときは小作者得米は六斗五升、反當收量一石以下のときは地主小作は之を折半し、四斗以下のときは全部小作者の得米とす。

(12) 余土村組合では平年作を反當二石六斗と定め、それ以下の減收の場合には坪刈検見を行ひ、平年作と比較して、土地利用主任が減免額を決定す。

(13) 今出組合では利用者の申出の有無を問はず委員に於て管理耕地を一筆毎に毛見し、上中下三ヶ所位の耕地に付坪刈を行ひ、減免率を決定す。但し反當り二石八斗以上の收量あるものに對しては減免をなさず。減免に際しては反當り八斗以上を肥料代及び勞賃として利用者に先取せしめる。

(14) 波多江組合では査定委員が耕地各筆毎に立毛検見、坪刈を行ひ、その年の收穫高を確定し、平年作と對照して減免歩合を査定す。

(15) 深江組合では平年作以下の場合には、査定委員に於て收量を査定し、組合理事會で減免歩合を決定す。

この種の土地利用組合が小作料の改定をなすも、之を著しく低下せしめることは困難であるから、凶作に際しては減免をなすことが不可欠となる。この場合(1)組合で豫め減免率表を作成し置き、査定委員の検見又は坪刈によつて收量が確定すれば、直ちに減免額を機械的に決定し得る仕組となすことが簡便である。(2)また小作料の改定に際し、所謂生産費を基準とする公正小作料を算出する場合には、減免の際にも、收量は之を地主・小作間に夫々の出資歩合に應じて分配することも簡便なる一方法である。(3)凶作減免に際し小作人の生活を保障するため今出組合の如く反當り八斗位の最小得米を利用者に確保せしめることが必要である。(4)更に三方組合の如く備凶積立により、利用者の最小得米は之を如何なる凶作でも保障し、若し收量がこの最小得米に達せないときは其の差額を組合の備凶積立により補償する仕組とすることが望ましい。

四、小作料收納の合理化 利用料たる小作料は組合の手で組合員たる耕作者より徴收するもので、收穫調製が終つた十二月二十五日前後迄に組合の農業倉庫に持參するものである。従つて小作者が數筆の組合管理田を小作してゐる場合でも、小作料は數筆合計分を一括して組合に納入すればよいから、従前の如く數人の地主の住宅へ別々に持參する手数が省け、また之によつて小作人一人につき端米は一點だけしか出來ないことゝなるから、土地提供者全體にとりても好都合である。この小作米は各縣規定の生産検査合格の普通米を以て納入するもので、

普通以上の優良米を納入したる者には一定の奨励米(格差米)を交付する。かくして組合の倉庫に納入された小作米は、之を共同販賣に付して地主に計算するか、若くは倉庫證券を以て地主に計算をなす。組合は耕地管理の經費に充當するため手數料として、土地提供組合員たる地主より利用料一石につき一升乃至三升(多くは一升)を年々徴收するが、利用者たる小作者よりは一般に之を徴收しない。

五、備凶積立 この種の土地利用組合では組合員たる地主と小作人との融和を圖るため、(1)組合員たる地主及び耕作者より年々徴收する組合手數料の餘剩(經費支辨後)を年々積立てるか、(2)または組合員たる地主及び耕作者より別に利用料一石につき夫々一升乃至二升を毎年徴收して之を積立てるか、(3)若くは其他の方法で一定の積立金をなし、凶作に備へる組合が多い。

(1)人舞組合では、土地を提供せる明治製糖會社より、委託管理費として年額二千圓、利用料徴收報酬として年額一千圓、計三千圓を豊凶の如何に拘らず收受し、之を組合員の社會施設費として用ゐる。組合員たる耕作者は年額六圓(秋一回)及び牛乳販賣代金の一割を強制貯金し、凶作又は組合員家族の疾病の際に拂戻さる。

(2)五戸組合では備荒積立として組合員より任意貯金をなさしめつゝある。

(3)中津組合では備凶積立をなさざるも之に準ずるものとして日掛貯金を勵行す。

(4)熊坂組合では土地提供地主より管理手數料として利用料の百分の五、用水及び火番その他農事奨励費として利用料の百分の三を收受し、これより管理費を控除せる殘額を備凶積立とす。

(5)日高組合では利用料一石につき耕地提供者より玄米一升五合乃至二升、耕作者より一升を提供せしめ之を積立て、平年作より二割以上減收の際には、委員會の決議により、利用料額に應じ小作人に配分す。この積立米の配分を受けずして契約期間の満了せる場合には、當時の小作人に之を配分す。

(6) 國府組合では耕地提供者及び利用者双方より利用料一石につき夫々玄米二升宛徴收し之を積立て、平年作に比し二割以上減收の場合に、利用料額に應じ利用者に配當す。契約満了に際しては當時の利用者に交付す。

(7) 三方組合では利用料一石に付耕地提供者より玄米二升、耕作者より一升を徴收し、之を組合經費に充當し、その残額を備凶積立となし、既述の凶作の場合に於ける耕作者に對する補償にあつ。本組合では組合員たる自作農にして組合が假に決定せる利用料一石に付一升五合を納付する者に對しては、自作地の收量がこの利用料にその四割を加へたる額よりも少い時は其の差額を組合より補償す、但しその額は六斗を越ゆるを得ない。

(8) 小鴨組合では土地提供者より利用料一石に付玄米三升を徴收して之を積立て、凶作の際には利用者獎勵保護の目的を以て積立額の八割以内に於て理事の定める額を利用者に給與す。

(9) 西郷組合では利用料一石につき地主より玄米二升、小作者より一升づゝを徴收し、備凶積立とす。

(10) 野外組合では五ヶ年を一期として利用料一石につき土地提供者及び利用者より夫々玄米一升づゝを徴收し、備凶積立とし、凶年に際しては利用者獎勵の目的で積立額の八割以内に於て利用委員の定める額を利用者に給與す。積立期間満了に際しては土地保護獎勵として現在の土地利用者に交付す。

三

この種の土地利用組合では組合が組合員たる地主より耕地を借受け、更に之を組合員たる小作者に賃貸するもので、その期間には五ヶ年たる場合が最も多く、之に亞ぐものは十ヶ年であり、三ヶ年たるものが一、二ある。併し何れも特別の事由なき限り契約期間満了後も、一般に賃貸借契約を更新することゝして、耕作者を保護してゐる。この場合、組合と土地提供者、組合と土地利用者との間に賃貸借契約證書をとることを普通とする。

この契約證書には(1)賃貸借期間、(2)期間満了後の契約更新、(3)利用地は組合の承諾を得ずして他人に利用せしめないこと、

(4) 利用料は縣穀物検査合格の普通米を以て毎年十二月二十五日前後までに納付すること、但し優等米には獎勵米を交付すること、(5) 災害による收穫減收の場合には規程により減免をなすこと等を記載してゐる。更に組合により、組合對土地利用者の契約證書には、(1) 組合の承諾を得るにあらざれば耕作地に米作以外の夏作を栽培せざることを、(2) 米作以外の夏作をなしたるときは收益の如何に拘らず利用料の全額を納付すること、(3) 賃借地は契約期間中と雖も組合が之を地主に返還するを要するか又は利用者の利用が不都合と認められるときは其年二月十日迄に申出あれば異議なく無償で返還すること等を記載してゐる。

地主及び耕作者が組合に参加又は脱退することは自由であるが、一旦組合に参加した地主は、その所有耕地を全部組合に提供すべきこととなつてをり、組合より耕地を賃借するものは、組合員たる耕作者に限ることとなつてゐる。¹⁾更に土地利用組合では、利用者より利用地返還の申出であつた場合には、組合に於て利用希望者を申出でしめ、利用者の家族員數、耕作反別、居宅より利用地までの距離、勤怠状態等を參照して委員會で之を決定し、之によつて小作料の引上や小作敷金を支拂ふことなど、各組合員の家族労働員數に應じて耕地の過不足の調節を圖つてゐる。更に組合では小作料の統一化を圖り、組合區域内ならば何處の土地を耕すも、利・不利のないことし各組合員の耕地の交換分合を圖り、各組合員の耕地を成るべく一ヶ所に集團化して、生産力の向上に努めてゐる。

以上により第三型の土地利用組合について概説した。この組合に於ける小作料の改定、小作料の減免査定、備凶積立方法、土地賃貸借契約の内容等に関しては、更に批判を加ふべきであるが、これらに關しては一切これを他の日の機會に譲ることとする。

(附記) 本稿は日本學術振興會第二十一小委員會に於ける調査報告の一部分を爲すものである。こゝに調査資料の提供と實地視察の便とを與へられた各土地利用組合の厚意に對し深き感謝の意を表する。

1) この點に關し土地利用組合では定款に「組合員は理事の承諾を受くるにあつたらざれば組合區域内に於て所有する耕地を耕作せしめ又は組合外より耕地を借り受け耕作する」と規定してゐるものが多い。